（溶接に係る使用前事業者検査を行つた旨の表示）

第八条の五　試験研究用等原子炉施設のうち附帯陸上施設に係る容器若しくは管（以下この条において「容器等」という。）であつて、別に原子力規制委員会規則で定めるものを設置する試験研究用等原子炉設置者は、当該容器等に係る使用前事業者検査を終了したときは、当該容器等に使用前事業者検査を行つたことを示す記号その他表示を付するものとする。

（使用前確認の申請）

第九条　法第二十八条第三項の確認（以下「使用前確認」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［略］

二　附帯陸上施設の設置又は変更の工事に係る事業所の名称及び所在地

三　申請に係る附帯陸上施設の概要

四　法第二十七条第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

五　使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所

六　［略］

七　附帯陸上施設の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法

2　前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一　工事の工程

二　前号の工程における放射線管理（改造又は修理の工事に関するものに限る。）

三　第二十二条の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器

四　前項第七号の特別の理由があるときにあつては、その理由を記載した書類

3　第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

4　第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

（使用前確認を要しない場合）

第十条　法第二十八条第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

一　附帯陸上施設を試験のために使用する場合

二　附帯陸上施設の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由がある場合（前号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

三　附帯陸上施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けないで使用することができる旨を指示した場合

四　附帯陸上施設の変更の工事であつて、第七条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事の場合

（使用前確認証）

第十条の二　原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第九条の規定による申請に係る試験研究用等原子炉施設が法第二十八条第二項各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。

［条を加える。］

（使用前検査の申請）

第九条　法第二十八条第一項の規定により、試験研究用等原子炉施設のうち附帯陸上施設の工事及び性能について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［同上］

二　附帯陸上施設の設置又は変更に係る事業所の名称及び所在地

三　工事工程表

［号を加える。］

四　検査を受けようとする事項、期日及び場所

五　［同上］

［号を加える。］

［項を加える。］

2　前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに当該変更に係る事項を原子力規制委員会に届け出なければならない。

3　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

（使用前検査の実施）

第十条　法第二十八条第一項の検査は、附帯陸上施設に関し、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

一　放射線遮蔽材又はその他特に気密若しくは水密を要する材料若しくは部品に関する事項　化学分析試験若しくは分光分析試験、強度試験、非破壊試験又は気密試験若しくは水密試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

二　核燃料物質の取扱施設若しくは貯蔵施設又は放射性廃棄物の廃棄施設の組立てに関する事項　それぞれの施設の主要な部分の寸法の測定ができるとき。

三　放射線管理施設その他の附帯陸上施設の組立てに関する事項　それぞれの施設が完成したとき。

四　附帯陸上施設の性能に関する事項　当該附帯陸上施設が完成したときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

［条を加える。］